

住宅取得補助金（同居・近居）添付書類一覧

書類の名称等	確認欄
① 「子世帯全員分の【戸籍の附票】※1※2」または「子世帯全員分の【住民票】※1※3」 ＊転入の際、本籍地を移された場合は【住民票】を提出してください （子世帯の転入日及び子世帯が義務教育修了前（中学生以下）の子どもと同居していることがわかる書類）	
② 「子世帯全員分の【除票住民票】※1※4」 ＊①が【戸籍の附票】の場合は不要 （子世帯が1年以上継続して市外に居住していたことが分かる書類）	
③ 「子の【戸籍全部事項証明書】※1※2」 ＊場合により別の方の【戸籍全部事項証明書】を提出していただくことがあります （子と親の親子関係を証明できる書類）	
④ 「親世帯全員分の【住民票】※1※3」または「親世帯全員分の【戸籍の附票】※1※2」 （親世帯が1年以上継続して市内に居住していることが分かる書類）	
⑤ 「取得した住宅の【建物登記の全部事項証明書】※1※5」 ＊所有権保存の登記または所有権移転の登記が完了しているもの	
⑥ 「取得した住宅の【売買契約書】のコピー」または 「取得した住宅の【建築工事請負契約書】のコピー」 ＊住宅の所在地、契約金額、契約日、契約当事者の氏名・押印がある部分 ＊契約の変更を行った場合は、変更内容が分かる部分及び契約当事者の氏名・押印がある部分	
⑦ 「【母子健康手帳】のコピー」 ＊義務教育修了前の子どもが、出産予定の子どもだけの場合のみ必要 ＊表紙、父母の氏名が記載されている部分、妊娠中の経過の記載がある部分	
⑧ 「【84円分の切手を貼った返信用封筒】（封筒サイズ：120mm×235mm）」 ＊交付決定通知書等を送付するために使用します ＊豊中市役所内には切手を購入できる場所がありません	

※1：申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限りませ

※2：本籍地の市役所等で取得してください

※3：豊中市役所（市民課）で取得してください

※4：転入前の市役所等で取得してください

※5：大阪法務局池田出張所で取得してください